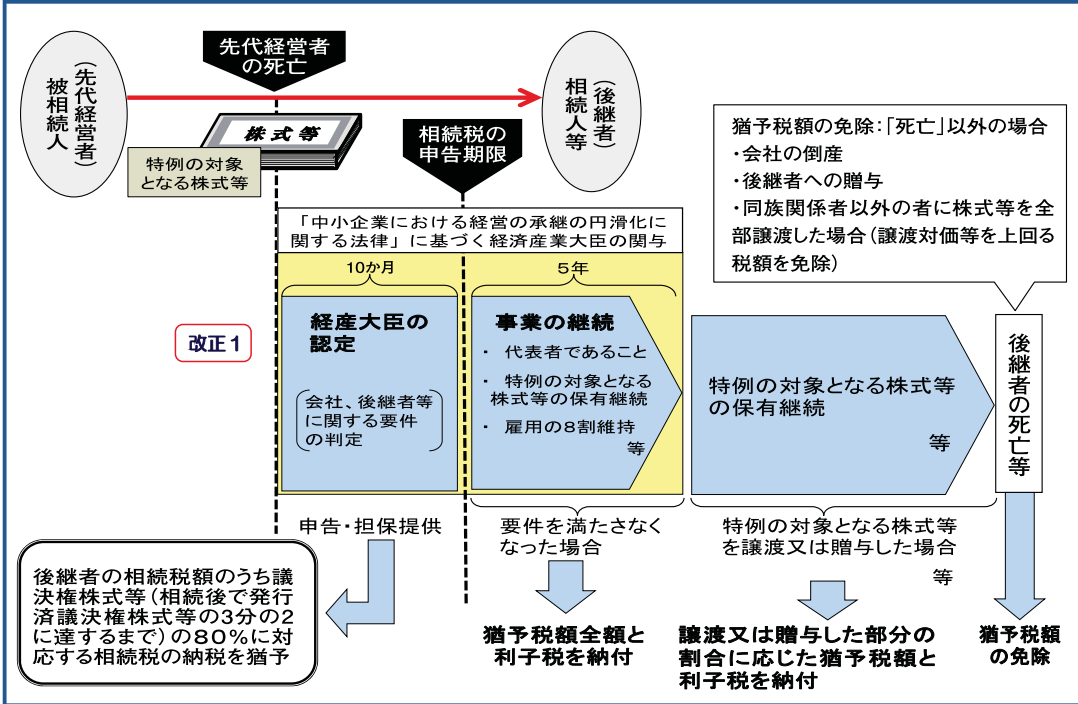


● 特例の要件や申告手続

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例



※ **改正** は、6ページの「事業承継税制の主な改正事項」の項目番号を示しています。

改正1 「経済産業大臣の認定」制度の廃止

会社が「**経済産業大臣の認定**」を受けるための具体的な要件やその手続については、最寄りの**地方経済産業局**にお尋ねください。

なお、「**経済産業大臣の認定**」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

また、**中小企業庁ホームページ**【www.chusho.meti.go.jp】においても関連する情報をご覧ください。

改正2 「資産管理会社」の要件の見直し

「**資産管理会社**」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が貸借対照表上に計上されている帳簿価額の総額の70%以上の会社(資産保有型会社)やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社(資産運用型会社)のことをいいます。

資産管理会社については、原則として、この特例の適用を受けることはできません。ただし、一定の要件を満たす場合は、この特例の適用を受けることができます。

「**特別関係会社**」とは、この特例の適用に係る会社やその会社の代表権を有する者などが、総議決権数の50%を超える議決権数を保有する会社をいいます。

改正3 後継者の「親族」要件の廃止

この特例の対象となる「**後継者**」は、1つの会社につき1人に限ります。

「**議決権数**」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

改正5 担保提供手続の簡素化(株券不発行会社への対応)

※ 通常は、被相続人の住所を所轄する税務署となります。

相続開始

相続税の申告期限までの間

経済産業大臣の認定
 申告書の作成・提出

相続開始後に「**中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律**」に基づき、会社の要件、後継者(相続人等)の要件、先代経営者(被相続人)の要件を満たしていることについての「**経済産業大臣の認定**」を受けてください。

相続税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

◆ この特例の適用を受けるための要件

1 会社の主な要件 **改正2**

次の会社のいずれにも該当しないこと。

- (1) 上場会社
- (2) 中小企業者に該当しない会社
- (3) 風俗営業会社
- (4) 資産管理会社(一定の要件を満たすものを除きます。)
- (5) 総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。)が零の会社、従業員数が零の会社(特例の適用に係る会社の特別関係会社が一定の外国会社に該当する場合には、従業員数が5人未満の会社)

2 後継者である相続人等の主な要件 **改正3**

- (1) 相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において会社の代表権を有していること
- (2) 相続開始の時において、後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

3 先代経営者である被相続人の主な要件

- (1) 会社の代表権を有していたこと
- (2) 相続開始の直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

4 担保提供 **改正5**

納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

(注) 特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10か月以内に、所轄の税務署(※)に相続税の申告をする必要があります。

相続税の申告期限

申告期限

(1 ページからの続き)

納税猶予期間中
非上場株式等
の継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合（納税猶予期限の確定事由）**改正6・12** **改正8** **改正13**

(1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納付します。

(2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税のうち、譲渡等した部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します。

(注) 譲渡等した部分に対応しない相続税については、引き続き納税が猶予されます。

納税猶予税額を納付する必要がある主な場合	経営承継期間内	経営承継期間の経過後
特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等（贈与を含みます。）した場合	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A	C ^(※2)
一定の基準日における雇用の平均が、相続時の雇用の8割を下回った場合	A ^(※1)	C ^(※2)
会社が資産管理会社に該当した場合（一定の要件を満たす会社を除きます。）	A	A

※1 雇用の平均は、経営承継期間の末日に判定します。
2 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

「継続届出書」
の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を経営承継期間内は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

後継者の死亡等
「免除届出書」・
「免除申請書」の
提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合 **改正11**

- 後継者が死亡した場合
- 経営承継期間の経過後に、この特例の適用を受けた非上場株式等を後継者に贈与し、その後継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（3ページ参照）の適用を受ける場合
- 経営承継期間の経過後に、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合

相続人等が被相続人から過去に一定の**特定受贈同族会社株式等**（※1）又は**特定同族株式等**（※2）の贈与を受けている場合において、一定の要件を満たすときには、これらの株式等については、この特例の適用を受けることを選択することができます。

※1 「**特定受贈同族会社株式等**」とは、贈与を受けた人（相続人等）が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。

2 「**特定同族株式等**」とは、「特定同族株式等の贈与の特例（同法第70条の3の3又は第70条の3の4）」の適用を受けた株式等及びその株式等の贈与があった年の翌年3月15日から4年を経過する日までに被相続人から贈与により取得したその株式等に係る会社の株式等をいいます。

改正6・12 雇用確保要件の緩和及び納税猶予期限が確定した場合の延納・物納の利用

改正8 総収入金額の算定方法の見直し（営業外収益及び特別利益の除外）

改正13 経営承継期間に対応する利子税の免除

「A」に該当した場合は、猶予された相続税の全額を納付することとなり、この特例の適用は終了します。

「経営承継期間」とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます（以下同じです。）。

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日（納税猶予期限）までに納付する必要があります。

※ 納付する利子税の額は、相続税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間（日数）に応じた額となります（ただし、経営承継期間の経過後に納税猶予期限の確定事由に該当することとなった場合には、その経営承継期間中の利子税は免除されます。）。

「継続届出書」の提出がない場合には、**猶予されている相続税の全額と利子税を納付する必要があります。** また、経済産業大臣の認定を受けた会社も経営承継期間は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。

改正11 民事再生計画の認可決定等による納税猶予税額の再計算・一部免除

経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することできる場合があります（再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。）。詳しくは、税務署にお尋ねください。